

兵庫県水道事業のあり方懇話会（第3回）議事録

1 日 時 平成28年9月27日（火）10:00～12:00

2 場 所 兵庫県民会館「福の間」

3 出席者

（1）構成員

（学識経験者等）

佐竹関西学院大学教授

（市長会）

蓬萊小野市長

（町村会）

戸田多可町長

（水道事業者）

[代理] 児玉神戸市水道局経営企画部長、長井姫路市水道事業管理者、

[代理] 中西淡路広域水道企業団事務局長、広瀬養父市長、遠山上郡町長

（用水供給事業者）

谷本阪神水道企業団企業長

（兵庫県）

西上企画県民部長、太田健康福祉部長、石井公営企業管理者

（2）事務局

（兵庫県）

生活衛生課 名倉水道企画参事、西田水道班長 ほか

企業庁水道課 小浜経営参事、内藤副課長、岡田経営計画長、
長尾経営計画班主幹（計画担当）、藤尾水道技術班長 ほか

水エネルギー課 大西水資源班長 ほか

市町振興課 宇野財政班長、上野財政班主幹（理財担当）ほか

4 主な内容

（1）開 会

事務局

おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回兵庫県水道事業のあり方懇話会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、阪神水道企業団の人事異動に伴い交代された委員の方と、兵庫県の人事異動に伴い委員就任後やむを得ずご欠席だった方につきまして、ご紹介をさせていただきます。

(2) 構成員のご紹介

事務局

阪神水道企業団企業長の谷本委員です。

構成員

谷本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

兵庫県企画県民部長、西上委員です。

構成員

西上でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

なお、学識経験者のお二人につきましては、ご出産を控えられております鍬田委員と、急な取材関係のお仕事が入った岸本委員におかれましては、ご欠席でございます。

また、淡路広域水道企業団の門委員と神戸市の水口委員におかれましては、別の公務のため、それぞれ関係職員が代理出席をしていただいております。

(3) 配付資料の確認

事務局

それでは、会議に先立ち、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

A 4、1枚で次第でございます。A 4、各1枚ずつで出席者名簿と配席図。まことに申し訳ございませんけど、出席者名簿のところ、水エネルギー課の秋山主査におかれまして、水資源班長主査とございますが、「長」が余分に1字入っておりました。誠に申しわけございません。資料1、2、それぞれA 4、1枚ずつでございます。資料3でございますけれども、「水道事業を取り巻く課題への対応方策」ということで、A 4に折り込みましてA 3が4枚とA 4が1枚、5枚のホッチキスどめでございます。別紙1、A 4カラー刷りが2枚になっております。別紙2、A 4カラー刷りが1枚でございます。参考資料におきましては、A 4のカラー刷りで合計11ページ、事例10までの分が1冊でございます。参考資料2、地図でございますけど、カラー片面でA 4の3枚ものでございます。委員提出資料としまして、「阪神地域の水供給の最適化研究会」について、A 4、1枚、養父市の資料が1冊、A 4カラーで両面刷り4枚と、それに日程調整表A 4、1枚ということになっております。

過不足、落丁等ございませんでしょうか。ございましたら、お申し出をいただきたいと思ひます。

お申し出がないようでございますので、これ以降の議事進行につきましては佐竹座長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(4) 議 事

座 長

どうぞよろしくお願ひいたします。

議事でございますが、基本的に1件でございます。水道事業を取り巻く課題への対応方策ということでございます。また皆さんにご意見を頂戴してまいりますけど、資料の説明等に結構

時間がかかりますので、大体1時間弱ぐらい説明していただいて、1時間強ぐらい12時ごろまで一応この会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の生活衛生課水道企画参事の名倉でございます。

まず、皆様方からご意見をいただく対応方策のご説明の前に、この後、各資料作成担当からご説明させていただく資料3を作成するに至りました経緯として、私からこれまで2回の懇話会における委員皆様方の主な意見を整理した資料1と、前回第2回でご議論いただきました地域別課題と検討方策を踏まえたこれまでの経緯を資料2でご説明させていただき、その後、順次、資料3、別紙1、別紙2のご説明をさせていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。

これまでの水道事業のあり方懇話会、2回ございました。第1回目が5月26日、第2回目が7月26日でございます。そちらに書かせていただいているご意見、主なものをかいつまんでご説明させていただきたいと思えます。

人口減少社会において、「住民がいる限り管路を引く」という発想の転換も必要ではないか、先行モデル地区の検討も必要ではないか、各地域の特性を生かしたあるべき方向性を論議するのか、論点を明確にすべきではないか、水はユニバーサルサービスであり、一律料金で運営される電力と同様に捉えるべきものではないか、高い水道料金は地域創生の取り組みの阻害になっているのではないか、小規模事業者にとっては、技術者確保をはじめとする人材確保も課題である、もはや自らの努力だけでは経営を維持することは限界に来ている、というご意見がございました。

第2回目の検討の方向性では、事業者の規模に応じた論議が必要ということで、中小規模の事業者を中心に論議すべきではないか、企業性と公共性をどの程度現状から変えていくべきかの合意を取りつけることがいいのではないかと、地域ごとの課題を考慮して進めていくべきではないか、というご意見でございます。

小規模水道の対応におきましては、地域の実情に応じた個別の基準があってもよいのではないかと。経営基盤が弱い事業者同士を統合しても経営基盤強化にはつながらない、広域連携とは別の視点で地域内を小さく分散させる、井戸水等でございますが、そういう考え方もあってもいいのではないかと、というご意見がございました。

技術職員の不足では、こちらごらんのとおり、首長レベルと実務者レベルで大きく意見の相違が見られたところでございます。

その他、県営水道を含めた連携方策も論議したほうがいいのではないかと、選択肢を示した上で、最終的には各自治体の判断になるのではないかと、ということがご意見として出たところでございます。

次に、資料2をお願いいたします。

第2回懇話会の資料からでございますけれども、それぞれ地域別に見通しと課題ということで、枠囲みさせていただいております現状、課題抽出をさせていただいたところでございます。地域別検討方策として、顕著な傾向が見られる地域のことを、それぞれ都市部型、都市近郊型、中山間部型と分類させていただき、欄の右側に書いてあります方策（案）として、施設の共同

化、管理の一体化、経営の一体化、事業統合、技術支援の方策、新たな財政制度の創設に向けた働きかけ、小規模集落への給水のあり方等を提示させていただいて、ご議論いただいたところでございます。

下の枠囲みのところでございますけれども、先ほどご説明させていただきました資料1の各委員からのご意見や座長コメントといたしまして、各地域が抱える傾向に応じた対応方策案を提案できるように作業を進めたいということを踏まえまして、市町ごとの給水実態に即した多様な検討が必要ということでございますから、広域連携、財政支援、技術支援等につきまして、地域の課題に即した方策（案）に基づきまして、分類別市町グループの協力も得まして議論した結果、より細かな個別具体的な対応案として、アラカルト的に列举を資料3でさせていただきますまして、各自治体において使い勝手のよい選択をして、カスタマイズできるような形で資料づくりを事務局で行ったところでございます。

それでは、引き続き資料作成担当から、資料3と別紙1についてご説明させていただきます。

事務局

失礼いたします。事務局の市町振興課財政班主幹の上野でございます。

先ほど名倉参事のほうから説明のあった経緯を踏まえて、資料3、「水道事業を取り巻く課題への対応方策」というA3の資料になりますけれども、これについてご説明をいたします。資料3でございます。

ここでは、具体的な対応方策案をリストアップさせていただきましたが、対応方策案の抽出に当たっては、事務局だけで検討するのではなく、できるだけ現場の意見を反映するために、市町職員にも参画いただくべきではないかと考えまして、前回懇話会でお示しした地域類型である都市部型、都市近郊型、中山間部型というそれぞれの類型にイメージが近いと思われる市町の水道事業のグループにご協力をいただきました。

具体的には、都市部型では、この後ご報告をいただきます阪神地域の水供給の最適化研究会の皆様、都市近郊型については北播磨広域定住自立圏の皆様、中山間部型に関しては但馬上下水道事業協議会のそれぞれのご担当者の方にお集まりいただきまして、ご意見をいただくという形で協力いただきました。

こうして洗い出した対応方策案ですけれども、資料3の1ページ、Iの検討可能な広域連携による対応方策として一覧にさせていただいております。ここでは、主に業務を共同化することでスケールメリットが発揮されれば、経費の節減だったり、業務内容の高度化だったり、情報の共有化などにつながるのではないかと期待できる取り組みをピックアップいたしました。

ただ、それぞれの取り組みには、広域連携に当たって団体間で少し整理をしないといけない課題だったり検討事項というのも必ず伴いますので、主なものをあわせて整理させていただいたのと、それぞれの取り組みに要する期間のイメージだったりとか想定される地域も、右側にあわせて表示をさせていただいております。

それでは、順番に対応方策を説明させていただきますが、まず1つ目が、一番上の部分になります。維持管理業務の共同委託です。

水道事業の主な維持管理業務としては、料金の収納とか検針の業務だったり、施設の運転管理の業務だったり、お客様センター、窓口の業務というのがありますけれども、現在、団体によって直営で行っている業務、委託している業務がばらばらですので、これを近隣市町で共同して委託することで一定の業務量が確保できると、入札やプロポーザルに参加する事業者を

広く確保できる可能性がある取り組みと考えております。

この共同委託の課題・検討事項といたしましては、まず、現行、単独で行っている各市町の委託内容がばらばらですので、例えば施設の運転管理であれば、365日24時間対応で委託しているところもあれば、夜間・休日だけ委託しているところもあれば、そもそも直営でやっているところもあるという状況ですので、まずは、関係市町で委託する業務内容の仕様を統一しないといけないというのが検討事項として出てこようかと思えます。

あと、また、広域連携で共同委託をしようとするれば、結果的に遠く離れた場所の事業者が受託をするということにつながりますので、緊急時なんかを想定すると、身近な地元の企業を育成・確保したいなという現場からの課題の意見もいただいております。

同じように、スケールメリットを期待する取り組みとして、2つ目ですけれども、各種システムの共同化です。

これは、通常、管路の情報システムとか料金システムとか財務会計システムなどの支援システムを導入していますので、この仕様を統一することで、開発費用とか保守管理の経費を見直せるのではないかというものです。

以下、3つ目以降なんですけれども、資材の共同購入とか電力調達での協力、工事の共同発注というのが続きますけれども、ここまでは関係事業者間で調整事項はそれぞれ出てくるものの、視点は同じ狙いということになります。

この資料の右側に、想定される地域として◎とか○を振っているんですけれども、ここまでご説明した取り組みは、特に検討すべき取り組みとして、都市近郊の部分と中山間のところに◎を振らせていただいております。これは決して都市部では検討する必要が薄いという意味ではなくて、効果として、期待する狙いがスケールメリットの部分になるので、単体でも十分に事業規模が確保されている都市部と、事業者が現在限定をされてしまっている都市近郊、中山間部では事情が少し異なると思えますので、その部分を考慮して記載させていただきました。

続いての取り組みですけれども、上から6つ目になりますが、業務情報のクラウド化です。これは、水質のデータとか、I 団体だけでは遭遇することがまれなトラブルへの対応事例なんかの情報とか現場写真を、クラウドのようなツールを使えば情報共有が図れるのではないかというアイデアになります。

ここで、全国の事例といたしまして、ちょっと別とじになっている資料ですけれども、参考資料1の「水道事業における広域化等導入事例」という表紙の資料をあわせてごらんいただければと思います。参考資料1でございます。

ご紹介させていただく取り組み、他府県の事例として、1枚目の資料ですけれども、事例1をごらんください。東北地方の北奥羽地区水道事業協議会の事例でございます。青森県南部と岩手県北部の水道事業者による県境をまたいだ取り組みになるんですけれども、この協議会の中で、平成26年度から、資料にもちょっとありますが、「出来るところから広域化」を目指しまして、①として、施設の共同化であったり、②水質データを管理・集約化して共同化する、③といたしまして、施設管理の保守点検業務を一括して外部に委託する、④システムの共同化、こういった取り組みの取り組み検討が具体的に進められているということでございます。

資料3のA3の資料のほうにちょっと戻っていただきまして、引き続き説明をいたしますが、続いて、下から3つ目の水質検査業務の合理化です。

水道法で義務づけられている水道水質の定期点検、臨時点検の検査ですけれども、これを直

営で行う場合、どうしても高額な検査機器であったり専門知識を持った職員が必要になりますので、単独事業体でこういうのをフルセット用意するのではなくて、どこか中心的な市が人員と設備を用意した上で、近隣市町からの業務を受託したほうが合理的な場合があるのではないかとということで記載をさせていただきました。

この対応方策に対する課題・検討事項ですけれども、これはご意見として、隣の市に水質検査業務を委託してしまった場合に、水質に関するトラブルが、何か緊急のトラブルがあった際に、今までどおりすぐに対応できるかどうかというのを心配、危惧するご意見をいただいております。

この水質検査業務に関して想定される地域として、都市部だけに◎が入っていて、都市近郊、中山間部では△、検討の必要性が薄いという意味なんですけれども、△を入れておりますけれども、これは水質検査業務そのものを直営で行っているのがほぼ都市部に限定をされていて、多くの市町では民間の登録検査機関に委託するという動きが既に随分進んでいますので、このような表記にさせていただきます。

続いて、下から2番目の漏水調査等の共同実施です。

水道管の漏水調査に関しては、早期発見と有収率の向上のためにも、計画的に実施してトラブルを未然に防止するということが重要になりますけれども、小規模な団体を中心に人員体制としてなかなか厳しい面があると。音聴調査では耳で漏水の音を聞き分ける経験値も重要になってくるということですので、直営でこれを集約すれば、経験値の蓄積とか人員体制の強化による計画的な調査実施につながるのではないかと期待できる取り組みとして記載をさせていただきます。

続いて、1ページの一番下ですけれども、滞納整理の強化です。

水道料金の滞納対策については、これも小規模な団体を中心に、督促状を発送したり給水停止の予告書を配付したり、実際に給水停止を執行するまで、なかなか計画的な対応が手薄になっているケースもあるのではないかとということで、広域的に取り組むことで体制の強化につながれば効果があるのではないかと考えております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただけたらと思います。

経営の合理化を目指す広域連携方策の続きになりますが、続いてが行政区外給水です。

これは、現状では一部の例外を除いて、行政区、市町のエリアと、その市町が給水をしている水道事業の給水エリアがほぼイコールになっているかと思えます。これを水源の位置とか地形の高低差なんかを考慮しながら少し広域的な視点で検討することで、最も効率的なエリア分けとか、どの主体がどこで給水するのが最も効率的なのかという視点で、中期的なスパンで再編を検討できるのではないかとこの対応方策案になります。

この課題・検討事項としては、これはかなり大きな取り組みになってくると思うので、実際にはたくさん出てこようかと思うんですけれども、まず、住民の立場からすれば、一部の区域の住民だけA市の市民なのにB市から水が来ると、B市から水道料金の請求が来るとということが起こるので、少しわかりにくくなるという可能性が予想されます。

取り組みに要する期間のイメージとしては、市町間での施設や管路の統廃合とか市町間の調整事項が多数発生すると思えますので、10年程度を想定した中期のスパンで記載させていただきます。

この手法の他府県の事例として、もう一度、参考資料1をごらんいただけたらと思います。

参考資料1の導入事例ですけれども、1枚めくっていただいた事例3でございます。事例3の北九州市による行政区域外への給水を通じた連携の事例になりますけれども、福岡県北部の政令市ですが、このページにあるようなさまざまな手法で近隣の市町村に水を送っているという状況です。

事業統合といたしまして、芦屋町、水巻町ではそれぞれの両町の水道事業を廃止して、両町の全域が北九州市の給水エリアに再編をされているということになっております。続いての一部給水として苅田町が上がっていますけれども、これは全域ではありませんが、一部の町域に北九州市の給水エリアが入り込んできているという状況になっています。

芦屋町、水巻町、苅田町では、それぞれ、みずからの町の全域とか一部区域を北九州市に給水してもらったほうが効率がよいという判断でそうされたということなんですけれども、この区域外給水に当たっては、例えば町が無償で財産を譲渡したり、組織体制としてすぐに北九州市の職員が全てできないので当面町職員がサポートをしたり、また、水道とあわせて、下水道料金の徴収事務なんかも受委託し合ったりという調整が行われたそうでございます。

この資料の連携による効果で、事業統合の水巻町のところでちょっと上がっておるんですけれども、区域外給水前は、水巻町と北九州市では1.8倍の料金格差があったそうなんですけれども、その後は北九州市の統一料金になったということでございます。

資料を行ったり来たりで恐縮ですけれども、再び資料3のA3のリストに戻っていただきまして、引き続き2ページからご説明いたしますが、上から2つ目が施設の共同設置です。

これは老朽化した施設が更新期を迎える際にどうするのかというのを対応する取り組みになるかと思いますが、水源地がほぼ近い位置にある隣同士の市があった場合に、これまでどおり別々で浄水場なんかの施設を整備するほうが効率的なのか、どちらか一方を廃止して、両市で給水が可能な統合施設を整備する方が効率的なのかというのを検討いただくイメージになります。この際は、やはり水利権の調整なんかが課題・検討事項になってくると思われま。

続いての対応方策ですけれども、続いては、緊急時における水の安定供給を目的とする内容になりますが、災害時連絡管の相互接続です。

これは、実際、都市部なんかでは取り組みが随分進んでいるように伺っていますが、市境のポイントで双方の管路を接続しておいて、災害でどちらかの市に断水が発生した際に、隣の市から水を送ることが可能な体制をつくっておこうということです。

同じように、災害時だけではなくて、渇水期にも水を融通し合えるような取り組みも可能ではないかということで、リストのほうでは、災害時連絡管の相互接続と渇水期の水の融通を並べて書かせていただいております。

2ページのここまでの取り組みについて、想定される地域として、中山間部で△マーク——検討の必要性が薄い——を入れておりますけれども、実態をちょっとお伺いすると、中山間部では、やはり隣の市町と山や谷で地形的に隔てられていたりとか、隣の市といえども施設と施設の間が非常に距離が離れている、また高低差があるということが一般的ですので、管路をつなぐとか浄水場を共同利用するといった施設面での連携が現実的には物理的にちょっと難しいというご意見をいただきましたので、そういったことを反映したものでございます。

広域連携の対応方策として書かせていただいている残りの部分は、比較的部分的な取り組みになってきますけれども、簡単に順番に申し上げますと、加圧給水車の共同配備です。これはめったに登場する機会がない災害時とか断水時の加圧給水車なんかは、単独で配備するよりも

共同で配備したほうがいいのではないかと、あと、災害時の受援体制として、地域全体が災害時に大きな被害を受けることも十分想定されますし、単独の市町では災害時に応援に来てくれた他府県とか他地域の職員を現状の少数の体制でさばき切れないということも起こり得ることですので、広域単位で事前に水道の受援体制を構築しておくほうがいいのではないかとといった対応方策も、経営面の話ではありませんが、あわせて記載をさせていただいております。

あとは、お客様サービスの向上のためのコンビニ支払いとかクレジット決済なんかの支払い方法の拡充ですとか、水道に対する住民理解を促進する取り組み、PRを共同でできるのではないかとといったような、単独ではなかなか実施に至らなかった団体でも取り組みやすくなる可能性があるという考えから、記載をさせていただいております。

ここまで広域連携の対応方策について説明をしましたがけれども、区域外給水のような大きな方策から、すぐに検討を開始できそうな細かい取り組みまで、一くくりで一覧にさせていただいておりますけれども、県内の水道事業体は地域によって検討できることに差がありますので、各事業体の実態に即した対応方策を検討できるように列挙して、それぞれで選択できるような形で整理をさせていただきました。

あと、これもちょっと別とじの資料で、参考資料2といたしまして、県内で既に存在している広域連携とか情報交換の枠組みを図面で紹介させていただいております。

これは直接水道に関する枠組みもあれば、現状では水道をテーマにしていらないような枠組みもあるんですけども、またちょっと参考にごらんいただければと思っております。それぞれの事業体が、こういった枠組みを参考にしながら広域連携の取り組みを進めていくに当たって、国のほうでもその促進に向けて財政措置が用意をされておまして、先ほどの資料3のA3の資料の最後のページ、5ページ目に1つだけA4の資料がついておるんですけども、資料3の5ページになりますが、現在、全ての公営企業に対して策定が求められている経営戦略の策定経費として、国のほうでも財政措置が講じられておまして、例えばシミュレーションなんかのソフト経費も対象としておまして、対象経費の2分の1について一般会計が繰り出しをします。繰り出し額の2分の1が特別交付税で措置される仕組みになっております。水道事業の広域化の検討については、下線をちょっと引いている部分になるんですけども、特に特だしをされていて、こういった水道事業の広域化を検討する経費については、上限額が上乗せされる形で特に重点化が図られているところです。

同じくA3の資料の2ページにちょっと戻っていただきまして、下の部分ですけども、II、広域連携が地理的な要因から困難な地域における対応方策です。

先ほど説明させていただいたような広域連携の取り組みというのが、主に中山間部の条件不利地域ではなかなか施設面の連携が物理的に困難であったり、あと、スケールメリットを生かした効果を期待したい取り組みについても、集落が分散し過ぎていて効果が限定されてしまうのではないかとといった意見もいただいているところです。

そこで、条件不利地域でも引き続き持続可能な経営を確保していくためには、各市町における十分な経営努力とか経営改善を前提に、国に対して新たな財政措置を提案する必要があるのではないかと考えまして、その必要性を整理させていただいております。

財政支援について、別とじの別紙1、「今後の水道事業の財政措置の必要性」と書かれた資料をごらんください。

まず、1、現行制度についてご説明をしますが、シート番号の2番になります。地方財政計

画に計上されている水道事業に対する一般会計繰出金、いわゆる公費による負担の部分を水道と下水道を比較してみますと、それぞれの決算規模に占める割合というのが、下水道事業では26.5%と4分の1程度を占めているのに対して、水道事業では3%になっています。下水道事業と比べると、水道事業に対する公費負担というのは限定をされていて、料金収入による独立採算がより強く求められている制度になっております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、シート番号の3番をごらんください。

水道事業に関する主な交付税措置ですけれども、地方財政計画への計上額が限定されていたことからわかるとおり、上水道事業に関する交付税措置の対象となる事業とか措置率というのは極めて限定的になっています。例えば水源開発施設整備事業などの国庫補助が対象になる場合など、交付税措置がされるのは繰り出し基準に列記された特定の事業のごく一部分に限られていて、水道事業の資本費というのは原則、料金収入で回収することが前提になっています。

一方で、シート番号の4番になりますけれども、簡易水道の建設改良に対しては、これは全体事業費に対して、このシート番号の4番でいくと、赤とかピンクに色が塗っている部分に対して交付税措置がなされていますので、簡易水道については、資本費負担の軽減を図るために、上水道と比較すれば随分手厚い交付税措置がなされているところでございます。

また、シート番号の5番になりますけれども、高料金対策としまして、自然条件なんかで資本費が全国平均の2倍を超えるような高額になって、これを料金だけで回収しようとした場合に極めて高い料金設定にせざるを得ない水道事業に対しては、料金格差縮小のために資本費の一部について一般会計の繰り出しがなされて、その繰り出しに要する経費の80%が交付税措置されるという仕組みが講じられています。

ここまで、現行の水道事業に関する財政措置の主な概要をお話しさせていただきましたが、最後のシート、2、新たな財政措置の必要性のところをごらんいただきたいんですが、今後、条件不利地域を抱える市町を中心に新たな措置を求めていかなければいけない状況になっている経緯と、県内の状況についてご説明をさせていただきます。

まず、国の動きとして、平成19年度から平成28年度までの10年間、厚生労働省によって簡易水道の統合が推進されてきました。具体的には、平成21年度までに統合計画を策定しない場合は、原則として国庫補助が受けられないこととされました。こういった国の取り組みを受けて、県内の市町でも簡易水道の上水道への統合が進展してきておりまして、県内の簡易水道は、平成19年4月の時点では14団体110事業あったんですけれども、来年度からは1団体のみになる見込みとなっています。

しかし、統合の実態を見てみますと、施設を上水道の施設に接続して効率化するという統合ではなくて、地理的な要因から施設を統廃合できないまま事業統合していると。ソフト統合と書いていますけれども、事業認可上のくくりとしての統合とならざるを得ない団体が非常に多くなっています。この間、統合によってなくなった簡易水道が100数事業あるんですけれども、そのうちの約7割が施設面の統合を伴っていないと。結果として、国が意図したような経営の効率化には至っていないのではないかと思います。

このように経営の実態に変化がない中で、水道事業の中では手厚かった簡易水道に対する財政措置のみが、上水道のレベルに切り下げられることになってきています。しかし、給水は継続する必要性が当然ありますので、そういったことを踏まえると、持続可能な経営が確保されるように、条件不利地域における水道事業に対して新たな支援が必要ではないかと考えて

おります。

ここまでが財政措置の必要性の部分になりますけれども、もう一度、資料3、A3の資料に戻っていただきまして、次は3ページをお開きください。A3の資料の3ページでございます。

Ⅲのマンパワー不足の対応方策ですけれども、これは職員が減っていく中で主に技術支援の関係ですが、この部分は別途、後ほど説明をさせていただきます。

さらに1枚めくっていただきまして、ここからが参考資料みたいな格好になるんですが、参考といたしまして、事業統合を行う場合の手法を幾つか紹介しております。

どれも簡単にできる話題ではありませんが、順番に紹介をさせていただきますと、1つ目が、一部事務組合の設立です。県内では淡路広域水道企業団さんが該当するかと思いますが、水道事業という市町の事務を共同で処理するために、それぞれの市町が事務を出し合って、そのための特別地方公共団体を設立するという手法になります。

2つ目が自治法に基づく事務の委託です。これは、事務の管理・執行をほかの地方公共団体に委ねる制度になります。この場合、委託した事務の法的責任というのは要は受けた側、受託側に帰属することになりますので、委託した側、出した側は管理・執行権限を失うことになります。ですので、水道事業の全てを委託した場合は、結果的に受託団体によって事業統合がなされたということになります。

3つ目が、これも自治法に基づく事務の代替執行です。これは、事務の管理・執行をほかの地方公共団体に行わせるという点では先ほどの事務の委託と同じなんですけれども、異なる点としては、委託した事務の法的責任は委託側に残ると、権限の移動は伴わないという点になりますので、この場合は執行の面で統合がされるということになります。

4つ目が、行政区域外給水です。先ほど説明させていただきましたが、これは経営の合理化のために、隣り合った市同士で、ここの集落だけは隣から給水してもらったほうが合理的ではないかといったことで検討できないかと先ほど提案させていただきましたが、これは北九州市の近隣の事例で紹介したように、近隣の水巻町の全域が北九州市の区域外給水エリアになったような場合ですね。全域というふうになった場合は、結果的に事業統合になるということでございます。

ここまでは市町同士の取り組みを想定した水平統合の手法ですけれども、市町のような末端給水事業者に対して用水供給事業者が関係している場合は、用水供給と末端給水の間でも、一部事務組合とか事務の委託、事務の代替執行というような同様の取り組みによって、垂直統合するという仕組みも制度上想定をされていると思っております。

なお、欄外の※のところですが、県営水道については、市町域を超えた広域的かつ市町水道事業の補完的な事業体であることから、市町からの要請に基づき広域連携を積極的に検討していくこととしております。

私からは以上でございます。

事務局

それでは、引き続き、資料作成担当から、資料3の残りの該当部分と別紙2についてご説明させていただきます。

事務局

事務局の企業庁水道課経営計画班計画担当主幹の長尾でございます。私からは、先ほどの説明の中で後ほど説明とされておりました資料3、3ページの技術支援の部分について説明させて

いただきます。

まず、資料3で、目的別の技術支援の対応策と、その事例を参考資料1で見てください。その後、別紙2で、支援策を実施します手法と主体別に整理した表のほうを見ていただこうと思います。

では、資料3、3ページをお願いします。こちらは、課題となっています県内事業体の技術的なマンパワー不足を解消するために考えられる対応方策を上げています。

対応方策は、目的別に、人材不足への対応と人材の育成の2つに区分されております。

人材不足への対応方策は、都市部では既に検討や実施されているところもありますけれども、表の中の真ん中あたりを見ていただきますと、取り組みに要する期間のイメージとしまして上げてあります。短期的に考えられるものとしましては、人材不足分野の職員を事業体同士で人を出し合う職員交流、ほかの事業体から業務支援を目的とした調査チームなどを派遣するということが考えられます。

調査チームの事例としまして、参考資料1の10ページの上になりますけれども、事例8をごらんください。こちらは奈良県の技術支援の事例で、水質検査センター組合と奈良県水道局、それから保健所が職員を派遣して技術支援チームを作っておりまして、簡易水道事業への支援を昨年度から始めているというものでございます。

また3ページに戻っていただきまして、中長期的には、業務単位の委託や包括委託を第三者、ほかの事業体や民間などに委託することが考えられます。

包括委託の事例としましては、参考資料1の8ページ、先ほどの1ページ手前になりますけれども、下の事例7をごらんください。広島県の事例で、民間の水ingと広島県企業局が出資や職員の派遣などをして、共同で（株）水みらい広島を設立し、浄水場等の運転管理などを行っています。

次に10ページの事例9をごらんください。箱根の事例で、神奈川県企業庁が水道事業運営のノウハウを習得するための場を提供しまして、水道事業の包括委託を民間の箱根水道パートナーズに委託をしているというものでございます。

次に、5ページ、上の事例4をごらんください。こちら、大牟田市と荒尾市の事例になります。施設は両市で共同設置しておりまして、設計、建設、運転は民間に委託するDBO方式を採用しているものでございます。

さらに、11ページ、事例10をごらんください。こちらは大阪市の案ですが、いわゆる上下分離方式で、施設は市が保有しますが、運営権を民間事業者へ付与するということを検討されております。

業務を外部へ委託することについては、職員の経験の機会が減少する、また、他の事業体への委託をすることについては、地域固有の知識や持続的な支援が必要なこと、また、民間へ委託することにつきましては、業務規模などが課題になると考えられてございます。

3ページへ戻っていただきまして、次に、人材の育成への対応方策としましては、短期的には、育成の機会や場の提供になります。既に取り組まれている研修・訓練の共同実施、勉強会・研究会の共同実施をさらに充実させることが考えられます。

事例のほうは8ページの上、事例6になりますけれども、兵庫県では災害に備えまして、県内全ての事業体と県内水道災害の相互応援協定を結んでおりまして、この協定に基づきまして、県内事業体で共同訓練や講習会などを行っています。

3 ページのほうへまた戻っていただきまして、また、中期的には、支援を受ける側は、他の事業体から講師などとして継続的に技術者を派遣してもらい、支援側としましては、他の事業体からの技術的業務を受託して経験の機会を確保するといったことが考えられます。支援側と受援側、それぞれの需要と供給の調整が課題になると考えられます。

次に、別紙2をごらんください。

上の表になりますが、これまでの対策を手法別に連携、派遣、委託に分類しまして、それぞれの方策を行う主体とその特徴、支援を受ける側、支援する側のメリット、デメリットについてまとめた表になります。

連携では、主体は公で、職員の交流、研修の実施などが対象になります。参加者の技術向上、技術力の相互補完はできますけれども、交流については、支援を受ける側と支援側の調整、支援内容だとか人数だとか費用などの調整が必要になると考えられます。

次に、派遣につきましては、調査チーム、講師、技術者等の派遣が対象になります。公が主体の場合は、支援側も技術力が向上するといったメリットがある反面、派遣者の確保だとか、継続的な派遣のためには組織的なものが必要になってくると考えられます。公民共同の主体の場合は、派遣人材の確保が比較的容易になると考えられますが、民間への費用負担や責任分担の調整が必要と考えられます。

最後に、委託になりますけれども、設計、積算、現場監理等の個別の業務、浄水場の運転管理など第三者委託が対象になります。公が主体の場合は、業務上での公的判断が容易ですけれども、比較的成本が高くなる可能性があると考えられます。公民が主体の場合は、公民それぞれのメリットが生かされますが、責任分担の調整が必要と考えられます。民が主体の場合は、コスト削減は可能ですが、積算業務等の場合、情報漏えい対策などが必要ではないかと考えられます。

次に下の表になりますけれども、こちらは、手法ごとにこれまで説明しました事例を整理しています。

連携の事例としましては事例6、派遣の事例としましては事例8、委託の事例は、公については、これは事例になかったんですけども、横浜市、大阪市が出資、そして職員を派遣して会社を設立しているというような例がございます。また、公民につきましては事例7、民については事例9が、それぞれ該当しているというものでございます。

以上で技術支援の部分についての説明を終わらせていただきます。

座 長

ありがとうございました。非常に複雑多岐にわたっておりますので、またご質問がございましたら、後ほどお聞かせいただきたいと思います。

一応、事務局のほうからの説明はこれで終わりでございますけれども、お二人の委員の方から今回資料を提出していただきまして、その説明をしていただくことにさせていただきます。

まず最初でございますが、「阪神地域の水供給の最適化研究会について」ということで、これは阪神水道企業団さんからご説明をお願いいたします。

構成員

この阪神地域の水供給の最適化研究会につきましては、阪神水道のほうで事務局を担当させていただきますので、私のほうから報告をさせていただきます。

委員会提出資料1をごらんください。

阪神地域の水供給の最適化研究会におきましては、平成28年3月に協定書を締結しまして、阪神水道企業団と構成市であります神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の各水道部局さんと連携して、阪神地域の水供給の最適化研究会を設置して研究を進めているところでございます。

目的といたしましては、ここに書いてありますように、水需要の減少に伴う構成市の給水収益の減少並びに各事業体における施設の更新需要の増大及び災害リスク等に対する新たな投資等の諸課題に対応するため、各事業体を一体として捉えて、効果的・効率的な事業のあり方を研究するものでございます。

この場につきましては、阪神地域の水供給の全体最適を目指しまして、事業体間で忌憚なく意見を交換し議論できる場ということを期待しております。

この研究会を設立した背景について少しご説明させていただきたいんですけども、ご存じのように、阪神水道企業団は、都市が発展する上で必要となる水需要を賄うために、他府県から水源を確保して兵庫県内に水を供給する団体でございまして、構成市の水需要を賄うためには、阪神水道企業団、それから構成市の水道部局さんがそれぞれ役割分担を持って、水源開発のほうは阪神水道が、末端給水の施設については構成市さんが精力的に施設を進めて、急激な水需要に対応するために、それぞれ役割分担を持って精力的にやってきたという経緯がございます。

平成に入りまして、その施設については、供給能力と水需要というのは大体見合うような状況にはなったわけなんですけども、その当時には、水質の悪化に伴います高度処理の導入でありますとか、阪神・淡路大震災が発生してかなり大きな被災を受けた。それから、阪神水道は昭和17年から供給を開始しておりますので、施設のほうもかなり老朽化が進んできたということがございまして、それぞれ安定供給を継続させながら、水需要を安定的に賄いながら施設についての再構築を進めるためには、やはり予備力というのが必要となりまして、1系統をとめて施設を改修するというようなことが必要となったわけなんですけれども、その当時にはその予備力がないということで、当時、第5期拡張事業を行っておったんですけども、それを最終的に平成22年まで継続させて、施設能力が今130万トン程度ございますけども、その130万トンの施設能力を確保することによって、1系統をとめての施設の改修、阪神・淡路大震災で被災した施設の本格復旧でありますとか、今後想定される地震へのリスク対策ができるような形になっております。

現状としましては、先ほども申しましたように、構成市さんの給水量は減少しているということがございまして、今後、将来に向けて阪神地域の水供給を最適化するためには、個々の事業体で施設を最適化するのではなくて、全体的に施設を考えていく必要があるのではないかとということから、現在、この最適化研究会におきまして、阪神水道の施設、それから自己施設も含めまして、今後の水需要に対して、今ある施設を有効的に活用しながら、かつリスク対策をしながら安定供給をしていくことが必要ではないかということが議論されまして、この研究会を設置しているところでございます。

研究内容につきましては、水供給システムの最適化ということで、これは施設面の最適化。それからもう1点は、水質検査の共同化ということで、これは運用面の話になるんですけども、以前から阪神水道と構成市さんの間で水質検査の共同化についてはいろいろ議論を進めておったわけなんですけども、現状としては受委託で対応しているというところもございまして、これをさらにまた発展できないかということで、現状、これをテーマとして上げております。もう1点としては、これらの研究会で出てきた案を実現するための方策について研究すると

いうことも必要と考えています。

研究体制としましては、各事業体の課長級が研究会のメンバーということになりますけども、先ほど言いました施設面、それから水質検査の共同化面については、ワーキンググループという形で研究を行っていきまして、ここでは係長を中心に議論をしていただいているというところでございます。

研究のスケジュールにつきましては、現状、一旦28年度から29年度までの2カ年で研究を行うということでこのテーマについては考えておりまして、1年後、28年度の末には中間取りまとめを行う予定でございます。

また、この研究会については、30年以降も研究を継続して実施するというところでございます。現状としましては具体的に実現可能なものから研究をしております。できるだけ早急に実務のほうに反映できていければと考えております。

この研究会について整理させていただきますと、現状、阪神水道企業団が阪神地域の水道水の供給の約9割ぐらいを担っておりまして、末端水道事業体のほうでその供給をされていると、各市民さんには供給されているという状況になっております。

水道自体は水源から末端まで連続して水供給をするシステムとなっておりますので、理想的には一体的に管理するということが必要となっているんですけども、今は分かれて管理しているということがございます。この分かれて管理していることのデメリットをできるだけなくして、全体的に効率化して行って、阪神地域の水供給の最適化を図っていきたいということが、この研究会の目標でございます。

以上でございます。

座 長

ありがとうございました。

それでは、もう1つですが、養父市さんのほうから資料を提出していただいております。説明をお願いいたします。

構 成 員

私の方では、7月15日に総務省のほうで研究会がありまして、そこで意見を述べさせていただいた資料を提出させていただきます。議論としては今まで全てなされたような内容でございますので、お聞きいただけたらと思います。

資料の2ページ目ではありますが、養父市の水道事業の概要ということになります。総人口が今2万5,000人、給水人口がこれも約2万5,000人、計画給水人口が3万人ということで、約80%ということになります。上水の給水がおおむね3割、それから、他の施設で簡水が7割ということになります。

養父市では、給水エリアが非常に広い、37平方キロもあるということ、それから起伏に富んだ地形である、高低差も非常に大きい、それから集落が点在しているということもありまして、給水人口1人当たりの管延長は14.7メートルであり、全国平均が6.1メートルですから2倍以上、但馬地域での平均が12.1メートルでありますので、それよりも高いということになります。

次のページを見ていただけたらと思います。給水区域を平面的に色分けしております。

それから、4ページ目は、それぞれの簡易水道の施設の高低差というものをあらわしております。養父市は非常に高低差がありまして、人の住むエリアでは大体1,000メートルの高低

差があるということでもあります。同じように簡易水道の施設もそれぞれ集落にありますから、非常に点在しながら高低差もあるということでもあります。高低差があるということは、やはり設備が高圧に耐えなくてはいけないということもありまして、非常に修理を必要としたりということもありますし、それから漏水等の可能性も高い。地形的な高コスト体質であるということでもあります。

5ページ目ではありますが、これは水道施設の一覧を記しています。多くの浄水施設が膜処理であるとか急速ろ過、UVなどの高度浄水を導入しております。これも非常に高コスト体質になっているということでもあります。

資料の6ページであります簡易水道決算状況、これは平成27年度のものでありますが、収入を見てみますと、使用料が約34%で3分の1、繰入金約3分の1、その他が市債と補助金ということで、それぞれが約3分の1ずつということでもあります。歳出のほうであります、維持管理費が18%、建設改良費が29%、公債費が53%で、歳出の半分以上を公債費が占めているということでもあります。

簡水の給水原価は、ここに示しておりますように431円60銭、全国平均が310円56銭から見るとかなり高い。それから供給単価、これも養父市は一般よりもかなり高くしておりますが208円88銭ということで、回収率は48.40%、全国平均の53.91%から見ると、これもかなり低いということでもあります。

上水道につきましては、給水原価は185円、供給単価が200円、回収率が108%ということで、上水については供給単価が給水原価を若干上回っているということでもあります。

それで、7ページ以降ではありますが、ここで、養父市が今まで水道の経営改善に向けた取り組みを合併以来行ってまいりましたことを記しております。

職員、平成18年、合併したころには水道に関する職員は12名おりましたが、現在は8名ということで、4名の職員を減じております。今までの効果として1億6,200万円。それから、起債の繰上償還等も頑張ってきております。実施額が約9億4,000万円で、その効果は約3億円に上がっているということでもあります。料金の改定も行いました。平成21年度に、今まで合併して持ち寄りでありました5種類の料金体系を、一番高い体系に統一いたしました。平均の料金の改定率が36%のアップということで、今までの効果が約7億円ということでもあります。

8ページでは県内の自治体の水道料金を、これは20立米当たりの料金を記しておりますが、養父市は3,630円で、県内8位の料金水準にあるということでもあります。県の平均が2,868円、全国平均が3,202円ということから見ますと、これもかなり高めにあるということでもあります。

9ページと10ページ、年間所得の比較、これは追加の資料でそのときに出したものでありますが、1人当たりの雇用者報酬を県別に見てみますと、兵庫県は185万7,000円でほぼ全国平均並みであります、県内の各地域のこれを見てみますと、但馬は143万1,000円、県の平均が185万7,000円ということで、但馬全体が低い。その中でも養父市は140万9,000円と平均より低いということでもありますので、水道料金等公共料金、所得が少ない中での公共料金が高い位置づけにある、生活を圧迫しているという状況を示しております。

次に、これからの水道事業に向けてということでもあります、その前に養父市の将来人口を推計しております。2015年で2万4,895人、約2万5,000人でありました。

2060年には、このままいけば計算上は1万人を割るということになっております。そこで我々は総合戦略の中で2060年の将来人口を2万人と定めて、今、戦略の実施を行っているということでございます。

将来の養父市の水需要の推移を見てみますと、1人当たり給水量、それから1人当たりの使用水量、さらに有収水量の総量、これもどんどん減ってくるということでありまして。施設の稼働率は現在約2分の1ですが、将来的に2060年が3分の1、今のままでは3分の1になってしまうであろうということを推測しております。

17ページ、養父市全体の公共施設に関する将来コスト、これも試算しておりますが、今後の累計としまして、全ての公共施設、建物であるとか道路、橋梁、水道、上下水道、これらを寄せますと、40年累計で2,200億円のコストがかかると計算しておりますが、単年度平均で見ますと55億円ということでありまして。そのうち水道の占める割合が11億円ということで、水道が約20%、下水道が16%ということで、合わせて36%ということでありまして。

今後の経営見通しであります。表にあらわしております。供給単価はそんなに減らない。ただ、反対に供給単価をそんなに増やすこともできない。給水原価は設備の更新であるとかそういうことによりどんどん高くなっていくということで、回収率も非常に低くなっていくということでありまして。

14ページ、15ページを見ていただきたいと思います。

養父市といたしまして、これからの水道事業に向けてということで、水道の果たす役割であります。中山間地域における水道事業の運営は非常に効率が悪い。しかし、従来から、いわゆる伝染病予防などの公衆衛生の向上のみならず、地域の防火対策としても大きな役割を担っております。市民生活において大変重要なインフラであるということでありまして。こうしたインフラの安定的な運営があつて初めて、人口施策や地域の特性を生かした産業振興など多様な取り組みが可能となる。地方創生において不可欠なものであるということでありまして。

今後の取り組みとしまして、アセットマネジメントによる水道ビジョンの策定であるとか経営戦略の策定、それから、簡易水道を全て上水へ経営上統合しております。

15ページであります。過疎地域の水道経営ということで、人口が少なく地形条件も不利な過疎地域において、原価の大半を資本費が占めるため、上水道へ統合しても経営の改善につながらないということでありまして。根本的な経営改善に向けた、何か大胆な対策が必要であるということでありまして。

施設更新に伴う財源ということで、施設更新等に伴う補助要件の緩和及び補助率の増、上水道事業における繰り上げ基準の緩和等を行っていく必要があるということなんです。

広域化の検討であります。経営統合も近隣の類似自治体間での統合では効果は少ないということでありまして。施設統合は地形的な要因から整備コストが非常に課題となり、非現実的であるということでありまして。

このようなことを総務省の研究会で養父市の意見として提案させていただいております。

以上です。

座 長

ありがとうございました。説明のほうは以上でございます。

ここからご意見を頂戴していくわけですが、本日お二人の委員が欠席でございます。学識経験者の先生お二人がご欠席ですが、お二人の委員からご意見を頂戴しております。その

ご紹介をさせていただきたいと思います。

事務局

それでは、僭越ながら、事務局から預かってまいりましたコメントをお話しさせていただきたいと思います。

まず、おひとりの委員ですが、第1回、第2回の懇話会に出席させていただいた感想として、大都市水道の管理者と小中市町の首長さんとの間では、抱えられている水道事業の技術的・経営的な課題に違いがあることを実感しております。また、兵庫県では対応方策の抽出に当たって、都市部や中山間地域を代表する事業体に対してワークショップを開催されて課題をまとめていただきましたので、細かい課題についても明らかになってきました。

ただし、懇話会に出席されている自治会やワークショップに参加された自治体というのは、積極的に経営改善に向けて取り組まれている自治体であり、県が主体的に手を動かさなくても、自然と広域化とか経営の改善に向けた事業がなされるだろうと思います。

しかし、県下で水道事業の広域化や経営改善に向けて取り組むことを視野に入れたときには、経営改善に積極的でない、また何も取り組んでいない事業体に、現状・将来の経営状況を認識してもらい、県で考える水道事業の将来像に向けて事業を行ってもらう必要があります。

今後の方向性として、以下の取り組みをしてはいかがかと思います。懇話会でご検討くださいということで、大きく3点挙げられております。1つは、県下の全事業体のヒアリング調査、2点目が、首長クラスと技術者クラスとの認識の一致、3点目が、広域化・統合化による試算ということで、大きく3つでございます。

詳細を申し上げます。

1つ目でございますけれども、県下の全自治体のヒアリング調査でありますけれども、以前にアンケート形式で今後の経営状況に対する調査をされていましたが、なかなか観測的数字や絞られた選択肢では事業体の実態を把握することは難しいと思います。県下をどのような広域化のブロックにするのか、それによってどのような事業経営上のメリットが出るのかを説明するとともに、外部の支援を必要としているのか否か、各自治体で抱えられている課題を吸い上げるような綿密な調査を自治体ごとに、または数事業体ごとに実施して、事業体の情報収集をすることが必要です。その中で、広域ブロック化に向けたフィジビリティ、つまり現実の可能性を検討するのも1つの手ではないかと考えております。これがまず1点目でございます。

2点目でございますけれども、首長クラスと技術者クラスとの認識の一致といたしまして、水道の事業統合、広域化などのドラスティックな変更を各事業体を実施するためには、市町の首長や議会と水道事業の技術者との間で現状課題を認識することが先決です。しかし現状では日常業務に追われ、課題は認識しているけれども、お金も時間もなく、何も対応できていないという状況に置かれていると思います。

上記のヒアリング調査、もしくは各地域での懇話会のようなものを今後展開されていく必要があります。首長クラスと技術者クラスの人もその場で同席していただいて一緒に検討していただく、もしくはその両者の認識がずれないように取り組みが必要ではないかということでございます。これが2点目でございます。

3点目、広域化・統合化による試算でございますけれども、どこの事業体でも現状の水道料金体系は、施設整備はできずに、事業そのものを維持していくことは難しくなっています。近隣の大阪広域水道が受水事業体と鉛直統合、いわゆる垂直統合でございますが、鉛直統合す

る場合は、まず事業体のアセットマネジメントを行い、現行の水道料金よりも安くはならないが、現状のままで事業体が将来経営維持していく場合の料金よりも低くなることで統合による効果を算出し、広域水道と受水事業体との間で統合への合意をとっていったようでございます。

中山間地の事業体では、これらアセットの試算においても十分な時間や労力がない状況です。県のほうでコンサル等にこれらの試算を依頼していくことも検討されてはいかがでしょうかということで、3点目でございます。

今後、ご議論の方向の参考になればということでお預かりしてきましたので、ご紹介させていただきます。

次に、別の委員からのご意見でございますけれども、資料3の個別の方策については特に意見はございませんけれども、各自治体が状況に応じて、各自治体それぞれの判断で、その方策をどれが必要かということを検討する必要があるのではないのでしょうか。人材不足の対応について、やはり県が調整また指導することがよいのではないかというご意見を預かってきました。

以上でございます。

座 長

どうもありがとうございました。

はじめにご紹介いただいた委員が3つのご提案をされているわけですが、それはしごくごもつともで、それをどう進めていくかというのが非常に重要なことだと思います。問題意識というのは、ここ2回のこの会議である程度調整されていると思うんですけど、一応、今回、広域連携と財政支援と技術支援について、さまざまなケースを含めてご説明させていただいております。それに関するご意見、ご質問等でももちろん結構でございますが、もう少し広い意味でのご意見、ご質問、あるいは今、ご紹介いただいた委員からございましたような3つの提案に関しまして等々、どういう視点からでも結構でございますから、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。大体12時過ぎぐらいまでを予定しておりますので、ご協力をいただきまして、ご意見をいただけましたら幸いです。どなたからでも結構でございますが、よろしくお願ひいたします。いかがでございますか。

構成員

事務局うまくまとめていただいているなというのをまず感心しました。この資料の説明を受けまして、何か頭の中がクリアになったような気がいたします。

それと、もう1つ思いましたのは、先ほど養父市さんの説明を受けました。中山間地というのは、まさにこの状況、似たりよったりという状況であるということをおわかりいただいております。

そんな中、養父市さんよく努力されているな、市長よくやられているなと思いましたが、この資料の中で水道料金の部分です。私とこのほうが高いです。ちょっと失礼な言い方ですけど、条件的には養父市さんのほうが多分恵まれていないような状況の中で、私とこよりも安いというのは、これ、すごく努力をされているなと思って、これを見させていただきました。

そういう中でありますけれども、ちょっと事務局のほうにお聞きしたいんですけども、今後の財政措置の必要性というこの資料の説明を受けました。その中の5ページの交付税措置、高料金対策の部分であります。

座 長

すいません、別紙1でございますね。

構成員

そうです。別紙1の(4)です。この中で、普通交付税、特別交付税の措置がされているというこの部分がありましたけれども、兵庫県下で、この特別交付税の対象になっている自治体の数は幾らあるのかというのをまず教えていただきたいなと1つ思います。

それと、今から一番大事になってくるのは、全てが大事ですけれども、その次の大くくりの「新たな財政措置の必要性」という、この部分かなという気がいたします。くくりとしての統合というお話がありましたけれども、まさに簡水をやめて上水に持っていった、私ともそうなんですけれども、くくりとしての統合です。ということの中で、実態は何も変わっていない。補助制度、簡水は有利な補助制度があった部分だけが受けられなくなってしまったというのが正直なところですよ。というふうなことの中で、新たな財政措置を、また支援措置を求めていくという、ここに焦点を1つ当てる必要があるのかなという気がいたします。

どういう当て方がいいのかというのは今からの論議になろうと思いますけれども、厚労省の水道課なり総務省のほうに私どものほうもかなり働きかけはしておりますけれども、なかなか動いていただけない、理解をしていただけないというのが、現場のことをもう1つよくおわかりじゃないという状況が見てとれるんです、お話ししてはいます。ということの中で、これ、大きなくくりの中での新たな財政措置の必要性を訴えていくという動きをぜひお願いしたいと思います。

座長

大きく2点ございましたけれど、まず、交付税措置のことにつきまして、いかがでございますか。事務局から。

事務局

何団体というのは毎年変わりますものですが、平成28年度交付税では対象になっているのは6団体です。

構成員

どこかおわかりになりますか。

事務局

淡路広域水道企業団さん、篠山市さん、今年度、宍粟市さん、姫路市さんもですかね、家島があるから。あと丹波市さんと播磨高原さんぐらいですね。

構成員

ありがとうございます。

座長

2点目につきましては、ちょっとこれは大きなご意見だと思うんですが、いかがでございますか。事務局から、特に差し当たってございませんか。その方向を模索するというところでよろしいですね。

構成員

はい、結構です。

座長

確かに財政措置の必要性というのは、現場を知らない人がこういう制度をつくっているというところは多々あると思いますので、それを兵庫県として皆さん方で財政措置の必要性を訴えていくというのは非常に重要なことだと認識しております。

ほか、いかがでございますか。

そしたら、出ないようにございますので、順番にご意見を頂戴してまいろうかと思えます。お願いいたします。

構成員

失礼いたします。

意見ということですがけれども、先ほどお話しありましたように、対応策につきましては、わりと定性的ではありますがけれども、ある程度出そろっているのかなというのが印象でございます。

ただ、取り組みに関する期間のイメージであるとか、想定される地域での○とか◎につきましては、少しわかりにくいといえますか、どういう理由といえますか、理由のところが少しわかりにくいかなと感じました。例えば◎と○で、規模のメリットの話もご説明の中でありましたけれども、大規模な都市でもやはりさらに規模のメリットを生かして経営改善する必要もあるかと思えますので、あえてそこで分ける必要があるのかなとか、あと、期間につきましても、例えば共同化あるいは事業の統合を進めるに当たりましても、事業統合の手法について、参考についていますように、中期で検討する話と短期で検討する話がもう少しラップするんじゃないかなと思うのが2つ目です。

3つ目は、緊急時の対応とかのことも一緒に織り交ぜてはいますがけれども、これ、ソフトいうんですかね、対応につきましては日本水道協会の枠組み、仕組みがございますので、それとの調整といえますか、そういったことも少し踏まえた上でまとめをしていくのかなというふうに感じました。

それとあと、これはご提案なんですけれども、これらの選択肢を示して、最終的には各事業体の判断ということをお聞きしたんですけれども、であれば、その前に各事業体だけで判断、検討できないような、委託側、受託側であるとか、近接、近接でないとか、そういうことも含まれておりますし、また、この委員会として、この取り組みの期間のイメージであるとか、今申しました○とか△とか◎もある程度意見としてまとめるのであれば、例えば、こういったことについて各ブロック、きょう添付されています地図でありました例えば日水協のブロックであるとか、県内のいろんなブロックがありますけれども、何かそういうブロックをベースといたしまして、これらの対応策について、期間のイメージであるとか、○、△、◎なんかも含めて一度議論を深めた上で、その意見を踏まえて委員会としての意見をまとめていくべきじゃないかなと感じました。

あと、最後、先生のほうからもありましたけれども、そういったことを各ブロックの開催を促すだけでなく、例えばブロック会議にコーディネーターであるとかコンサルタントの派遣をしていただきまして、今、一定こういうふうな案として出ていますイメージであるとか地域における評価の根拠とか説明などをしていただきまして、議論の検討促進に向けた支援もあわせて検討していただければいいんじゃないかなというふうに、特にフィジビリティースタディーとか地に足がついた議論をしていくのであれば必要なんじゃないかなと思いました。

座長

一応、大きく5点、ご提案をいただいたと思います。すぐ即答できるお話ではございませんので、それをまた踏まえて検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それで事務局よろしゅうございますね。

事務局

はい。

座長

次の委員さん、お願いいたします。

構成員

まず、多くの資料をご用意いただきまして、ありがとうございます。検討方策、対応方策とも、おおむね内容は理解をしているところでございます。

それで、気づいたところ、3点ばかり申し上げますけれども、まず先ほどもお話に出ました新たな財政制度の創設に向けた働きかけというのは、特に中山間部型ということだろうと思えますけれども、これはほかのどの分類においても当てはまることではないかと思えますので、それを申し上げておきます。

それからもう1つは、財政制度だけではなくて、資料3の2ページの施設の合理化欄の課題・検討事項欄にございますように、水利権の問題、水利権の弾力化や地下水利用の制限等の、財政面とは違った制度面の見直しも、これは今すぐには難しいとは思いますが、30年、50年先を見据えると今から動いていかないと、と思えますので、財政面への支援に加えて、制度面への見直しについても今から要望なりしていく必要があるのではないかなと思えます。

最後ですけれども、資料3に、それぞれ◎として特に検討すべき取り組みとして上げられているような事項に対して、これはそれぞれの個別の団体も検討していくというのは当然だと思えますけれども、兵庫県さん、それから企業庁さん、これはこれからのことかもしれませんけれども、この特に検討すべき取り組みについて、どういうふうにかかわられて、どう対応を進めていこうとお考えなのか。お聞かせをいただければと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。財政面について、あまねく全体にかかわることであるという点と、水利権と制度面についてもこれから中長期的に検討すべきであるというのは、一応、ご意見を頂戴したということにさせていただきます。

この特に検討すべき取り組みについてということについて、事務局からございますでしょうか。

事務局

その件につきましては、委員ご指摘のとおりだと思いますので、引き続き意見としてお伺いいたしまして、検討していきたいと思えます。

座長

ということによろしいですね。

事務局

はい。

座長

ありがとうございました。

続きまして、お願いいたします。

構成員

よろしくお願いいたします。

養父市さんと同様に、中山間地域の財政面においては非常に厳しい状況でございまして、先ほどご質問があった高料金対策ということで、淡路広域水道もかなりの金額を交付税措置でいただいております。5割が普通交付税、3割が特別交付税ということですが、残り2割については関係市の負担ということで、関係市の予算を組んでいただく上で非常にその金額も高額になりますので、その金額さえも苦しい状況になりますので、一層の支援がいただけないかなというような状況となっております。

それから、簡易水道の件ですけれども、意見が出ましたように、同じように実態が国のほうには届いていないのかなという意見が率直な意見でございまして。地理的な条件が悪いところが簡易水道でございまして、施設を統合するというのは、それは現実的には配管の問題とかいろんな問題があると思うので、経営上だけの統合ということで、さらにはそれが事業体の経営に大きく影響してくるということになるかと思っております。

それから、技術支援のことですけれども、当企業団もかなりの分野で業務委託等も行ってありますが、その関係で人数もかなり減ってきておると。そういう状況の中で、地震等のいざ災害になったときに職員が対応できるかということで、これが非常に今後の企業団においても心配されるところでございまして。

以上です。

座 長

ありがとうございました。3点につきまして、現状認識というご発言をいただいたという理解でよろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは、続きまして次の委員さん、お願いいたします。

構成員

これまでの説明をお聞きしてございまして、まず、水道事業の現状なり、それを取り巻く課題の分析、これについては総論としてでき上がっているんだと思っております。また、それらの課題に対しての具体的な対応策としても、考えられるメニューをずっと挙げていただいて、まだここに課題とか検討事項というものが残っておりますので、この辺、今後どういうスケジュールになるのかわかりませんが、具体的に一つ一つ詰めていっていただかないといかんだろうと思っております。

要はこれがちゃんと仕上がると、実際に課題を抱えているところがそれに対して対応していくためのメニュー、そのメニューがどういう条件でやれるのか、あるいはどれくらい効果があるのかということがこの表の中にはっきりとあらわれてきて初めて、対応策として使える、あるいは使おうという気になるということだと思いますので、そこを詰めていくということが、1つ、これから大事な作業になると思っております。

もう一方で、これは各自治体さん、あるいは私どものような企業体も含めまして、それぞれの当事者が抱えている課題の現状認識と申しますか、養父市さんが非常に緻密に分析をしておられましたけれども、もちろんそれに類することをそれぞれやっているんでしょうけれども、その状態が各自治体ごとによりかなり違っている。また、同じ状態でも、先ほどもどなたか学識者の委員からご指摘ありましたように、実務を担当するレベルあるいは首長さんのレベルで、同じ数字を見てもひょっとすると認識にまた違いがあるのかもしれない、そういったことを共通化していく作業というのが必要だということも、まことに同感でございまして。

これは例になるかどうかわかりませんが、広域連携の1つの例として、80年前に

私どもの阪神水道企業団というのはでき上がっているわけですが、このときには、今は4市ですが、当時16市町村だったと聞いておりますけども、それぞれに、もうどうしようもないというかなり深刻な状況認識があったことが1つと、実際には、それでも16市町村がまとまるためには、兵庫県さんが知事を中心に先頭を切って、かなり強力なリーダーシップを発揮していただいて初めて阪水が設立できたという経緯を聞いておりますので、今後も、やはりそういった現状認識と強いリーダーシップというものが必要になっていくのではないかと考えている次第でございます。

座長

ありがとうございました。

それでは次の委員さん、お願いいたします。

構成員

資料の件でございますが、1ページですね。

座長

資料の3でございますか。

構成員

資料3の検討可能な広域連携による対応方策ですが、1点目につきましては、広域化でなく、広域連携なのかということですが。

といいますのは、資料3の1ページも、それから、広域連携が可能な地域における対応方策ということも含めて、あくまでも今ある施設をベースに、広域の連携をしていくことを前提に展開していくのか、広域化ということなのか、ということですが、今ある施設そのものを、白紙に戻した形で広域化を図るという観点で検討することになりますと、大きく進め方が変わってくるのではないかと思います。その件について、この資料のもつ意味合いを教えてくださいたいと思いました。これが1つです。

もう1つは、失礼ながら、養父市さんの市長でなくてよかったなというのが、お話を聞きまして思いました。歳入の35%が一般会計からの繰入金というご説明がありましたが、本市の状況では、一般会計の繰り出しというのがないのです。もちろん給水原価が養父市さんは約430円、供給単価が約209円、そうすると、差し引きマイナス220円ぐらいになるわけですね。本市の場合ですと、給水原価が約140円で、供給単価が160円で、差し引きプラス20円ということで、内部留保ができてそれを下水道への貸し付けに回すことができている。と、こういう状況です。

何を申し上げたいかと言うと、やはりそれぞれの地域間の格差があまりにも大きいために、当初から申し上げていたと思うのですが、やはり同じ土俵というか、同じ場でお互いに知恵と工夫と知識を認識することは大事だと思うのです。議論の場になると、やはり全く違う観点を念頭に置いて議論しなくてはいけないと思うので、勉強にはなるのですが、やはり具体的な施策として、具体的な行動指針に移していくにはかなり苦しい状況だと思います。少なくとも養父市さんの説明を聞くと、本市の立場としては、1つの格差を考えたときには、発言していいのかどうかという思いを持ちながら、お隣の多可町さんとも思いは同じで、すぐ近くで連携をしているわけですので、この辺がやはり非常に難しい課題だと思います。

やはり地域特性を踏まえた議論というのが不可欠であろうと思います。

それから、大きな広域化、連携ということをや、ということはまず不可能だろうという

ことを再認識しました。やはりそれぞれの個別の地域特性を十分理解した上での広域連携なり、あるいは広域化をもっと具体的な方策で詰めていくということを行わないと、角度を変えて見れば全く違う事情になりますので、そういうことも1つ課題なのかということをおもいました。

それから、もう1つは、この資料をずっと見て全体的に感じたことなのですが、今回の資料にある具体的な事案に関して、そのほぼ全てが中心となる県なり市というものが存在しており、例えば神戸であれば神戸市が中心となっているということですね。臨海部では神戸市という政令市がある中で、内陸部に関してはどこが中心として広域連携なり広域化を図っていくのかという、その核となる部分があまり鮮明になっていないということで、それこそが兵庫県がそこに存在する意味があるということをお石井企業長から聞かせていただければ、という思いを持ちました。正直言って、大変だなというのが本音です。

以上です。

座長

おっしゃっていただいたことは非常によくわかるんですけど、広域連携と広域化について委員の定義に基づくとするならば、差し当たって広域連携の議論をしましょうということなんです。ただ、さっき委員がおっしゃったように、広域化をしていくと格差の問題というのがベースに出てくるとお思いますので、とにかくできるところからまず議論して行って、具体的な提案とまではまだ行ってないわけですけど、今まだ問題意識を醸成している段階ですけども、進めて行って、できるだけ皆さん方にご議論していただいて、場合によったらブロック別で、どういうブロックになるかという議論はまたそれはそれで議論していかないといけないとお思いますし、また、それこそ中核になるのが県なのか、あるいは各地域の中核になるような都市なのか、それはまた議論の流の中で変わってくると思っておりますけど、格差があるのは料金のおときからもちろん重々認識はしておりますので。

何かここでご意見ございますか。

構成員

このあり方懇話会のゴールと、それから最終的な施策を具現化するゴールをどの線で仕分けするのかというのは非常に難しいという思いです。皆さんも絶対ゴールは、とにかく安全安心な水を将来にわたって供給する、その体制をきっちり作っていく、それが維持できるようにちゃんと経営の合理化もしなければならぬという抽象的な理念は多分共通していると思っておりますけど、それをどうすればいいのかというのは、今話が出ましたようにブロックとか地域で、本当に具体化するんだしたらどうするか、料金の話も統一を本当にできるのかというところまで行かないと、なかなか本当の意味での具現化はできないだろうと感じています。

だからこの懇話会が、本当は県下を押しなべて、この地区はこう、この地区はこうあるべきというような方針をきっちり示せば良いのですが、おそらくこれは、演繹的に実態から導き出されて、出る意見がかなり大きなものを占めるだろうと感じています。ですから、我々はしっかりと懇話会として、どこまでやるんだ、それから、そのやり方として話が出ていたように、ブロックでまず1回、現実をきっちり踏まえて、それをこちらにフィードバックするようにしていくとか、また、その大きな方針をある程度持つておかなければならぬと感じています。

今回も、もともと当初から議論するときに、ある程度の目安はあるだろうということで、都市部とか都市近郊とか中山間部に分けているんですけど、これを実際に市町レベルで、全て

がこの都市部の概念に当てはまりますというところもあれば、部分的には都市部だけれど、部分的には都市近郊の要素も入っているとか、あるいは中山間エリアを抱えていますと。例えば豊岡市なんかを見たときに、どっちだと。市だけで見た場合には、全部中山間部なのかと考えられるし、但馬全体では包括的に中山間部かなと感じますけれど、その辺も、はっきり言って、もやっとした状態での類型化で議論をとりあえず進めてもらって、その進めた中をやっぱり一旦どこかでフィードバックしないといけない。ブロックか個々の地域か、その上で、こういう方向であるべきだろうという考え方を示すのがあり方懇話会だという考えだったらそうでしょうし、現実には形を作ろうと思えば、この懇話会で具体的なところまで手を突っ込んで、ここはこういうやり方でやるんだということを徹底的に議論して、具体的な姿が見えるところまで進めた上で、それをあり方懇話会から提案するという考え方もあるだろうと思いますけれど。

座長

一応、3年でございますのでね。今年は、冒頭申し上げていますから、今年はできるだけたくさん意見を出していただいて、具体的な作業に着手するのはおそらく来年度以後になるかと思えますけど。だから、今年、こちらからも、こちらからというか、事務局のほうからもできるだけさまざまな資料を出させていただいて、それに対していろんなまたご意見を頂戴するわけですから、それだったらまたこういう資料を作成させていただいてということで、ずっと積み重ねていっているつもりでございます。

構成員

ですから、我々もゴールを、今回、3ワーキングチームを作って、ある程度イメージできる意見をいただいたというのは非常に大きなことだと思いますけれど、これをさらに具現化するためのあり方の提言をしようとする、もう少し違ったアプローチがまたいるのかもわからないと思います。それもいろいろ意見を伺いながら、我々事務局と調整しながら進めていきたいなと思っていますので、また、奇譚のないところでご意見をいただきたいと思っています。

構成員

県の役割はいかがですか。

座長

そうそう、県の役割でしたね。

構成員

県の役割は原則的には今回資料の中に入れさせていただいたところが1つだと思っています。資料の4ページ、参考と書いたページです。県という立場は幾つかありまして、今日も説明している部局が幾つかにわたっています。それはそれぞれの所管の立場でいろいろ語る部分はありますが、1つにはここに書いてあるように、県営水道事業というその事業体としての県の立場、これ、企業庁が中心になります。これについて、今書いているのは、広域的かつ市町水道事業の補完的な事業体だというイメージなんです。

ただこれでいくと、今、阪水さんなんか1つの例ですけど、例えば、市町が一定のまとまりを持ってこういう形でやるんだと主導的に動いている部分については、基本的にはその動きを尊重しましょうというようなイメージです。

それからあと、例えばこれから先、市町でこれなかなか厳しいという事態が出たり、あるいは広域的に技術の承継とかそういうときに何か一定の法人を、広島でしたか、例えばああいう

ような形で作るべしというような話になれば、それはやっぱり指導的に考えていくのは県だろうと思っています。

全体的にこのあり方懇話会で語っても、一定の方針というのを具現化していこうと思うと、どこかがリードしないといけないという話は絶対出てくるだろうと思っています。その役割を担うというのは、県がこのあり方懇話会の中である程度それをきっちり踏まえた上で、やっぱり何か示す必要があるだろうと思っています。これも、県が言ったことに、どこまで皆がじゃあその方向で動こうとなるかどうかわかりませんが、ある程度合意形成をしつつ、一定の方針についてはこのあり方懇話会からの提言に基づいて全体が動くというような仕掛けがとれば、一番いい方向ではないかなと思っています。

座 長

どうぞ。

構 成 員

その件はよく私も理解しているつもりなのですが、経営面を考えていくときに、本市のことを申し上げますと、水道水の3分の1は県水を利用させていただいております。そうしますと、例えばこれは他の地域も同じような状況があるかと思うんです。県水に頼らざるともいけるところもあると思いますが、いざというときのことを考えて県水に頼っているというのが実態だと思います。

そのような時にいわゆる経営の面から検討していきますと、県水の位置づけというのは、先ほど言われたように、単に県がどのような指導的役割を果たすかという基本的な考え、理念というのは、全くおっしゃるとおりであり、我々もそれは十分わかっているつもりですが、実際の経営に入ったとき、例えば水道水の3分の1は県水を使っているのだから、あと3分の2に対してどう経営改善するかについて、当事者である市もしくは町が関与して検討することになれば、県水のありようについても当然入った形で、これからの経営のあり方、あるいはコスト低減のあり方、あるいはこれが広域連携から広域化ということも含めて、1つの水を安定かつ低廉なものを供給していく上において、県水そのものがどうあるべきなのかということは、好むと好まざるにかかわらず、これは関係してきます。それは県の姿勢という問題とは全く違う次元なのです。

ですから、県は県水という事業をやっているわけですから、それにどう入ってくるかによっては、県水の割合を半分以上増やすということであれば我々の負担はもっと少なくなると思われるし、逆にその単価が非常に高ければ、今、本市の供給単価よりも、前に申し上げたように、高い価格で確保しているわけです。それが下がるのか下がらないかによっては、県水に頼る場合もあれば頼らない場合もあるということになってくる。

ですから、県のこの水道事業に対する政策なり方向なり理念なり、あるいは戦略的な思考ということは当然のことながら、加えて、経営に関する供給者として県水のありようをどう考えるのか。そうすると、ちょっとこの1行を見たときに、私、「市町からの要請に基づき広域連携を積極的に検討していく」ということは、要は県は入らないということですかと、ここはそうのように感じました。勘違いだったらお許し願いたいのですが、この辺りに最初からそういう意味で経営に関しては入っていかないと、この問題の1つの方向性というのは大きく変わるのではないかなと、そのような思いがありますので申し上げたということでもあります。

構成員

今回のあり方を考える上において、県がその当事者にならないということは全くないです。だから、あくまでも、県も事業化を進めていく上においての効率化ということは、やっぱりこの中であわせ考えていくというのは基本的なスタンスです。ですから、そこは誤解のないようにしていただきたいと思っています。

どちらかというと、この趣旨で書いている分は、これから先、それぞれの、どこの市町という特定は別にしなくても、いろいろ技術者の問題ですとか、それから、経営自体の維持自体がやはり非常に難しくなってくる、そういうことについて、それは補完的立場としての県がそこはカバーするという思いをきっちりここは伝えておきたいという思いがありましたので、そういうスタンスで臨んでいきたいと思います。

それから、個々の経営面においても、今回、給水料金を5円下げたりとか、それは県としても過去の経緯があって、県自身もいろんな要請に基づいて供給をさせていただいているわけですが、それがこの人口減少社会で量的には少し余ってくる要素とか、そういうものが出てきますし、それから、そういう中で、じゃダム自体をどうかできるのかというあたりは、県も県としての経営を考えなければいけませんので、これを全く過去の投資を度外視して、料金を下げますという話をできるような状況ではないというのは間違いないところです。

ですから、今回も具体的なお話があった中では、例えば宝塚市さんなんかは自分とこの水源を維持するのが難しくなってきた、用水供給を県や、阪水さんにも求められて、そういう形で供給をしていこうという動きがあります。これも広域対応の1つだと我々は思っていますし、今後、そういう形で具体の市町でお話が出た場合には、それをきっちり受けとめて、県としてそのカバーをしていく、こういうことが現実的にやれることからやっていこうという中の1つだと思います。

ここから先、もっと料金をということになってくると、県下全体がやっぱり今の水源との関係があって料金体系がものすごく差があるというのが現実で、これはこれで受けとめながらも、経営改善はそれぞれの立場でやっていくものだろうと思っています。今の段階ではそんなところです。

構成員

よくわかるのですが、私が申し上げているのは、県水の価格体系を変えなさい、というようなことを申し上げているのではなくて、我々が広域連携を進める中で、施設面、つまりハード面あるいはソフト面、それに加えてコスト等の検討をする上において、県水の占める割合が多いので、県水の価格体系とか、あるいは経営状況をどうこうするというのではなくて、県も同じテーブルの中で検討しないと、この事業計画が成り立たないのではないかとということを申し上げているのであって、今の県水の状態の体系を変えてほしい、あるいはもっとコスト意識を持ってやりなさいとか、そういう話は次元が違う問題なので、そこをご理解いただきたい。

構成員

私自身も、料金の議論と、それから、今のこれから先の経営改善を図るというのは必ずしも一緒ではなくて、例えば、今、広域化の中で出てきています垂直統合とか、そういう話もいろいろ出てきています。ですから、それを考える上においては、おそらく用水供給事業者としての県と、それから末端の給水をしておられる市町との関係で、じゃ、どういう形で施設の共同化を図れるのかとか、やはりそれを考える上において当事者になることはこれは間違いのない

ところなので、それはくれぐれも誤解のないように。同じテーブルに着いて同じように議論する中で、県がどういう形で登場していくのかということも我々は探りつつ今参画していますので、そこはそのつもりでおります。

座 長

一旦よろしいですか。ちょっと理屈っぽいことですが、基本的にはまずサステナビリティというのが大前提にあるわけですね、要するに持続可能性というのが。維持していかないと、これ、どうもならないので。それから、落としどころを決めるという、さっきは実現可能性、フィジビリティという話ですね。そのためには、いわゆる蓋然性というふうに言いまして、数字を、あるいは事例を示しながら、どこに落としどころをやっていくかと。まずそれを提示するのがこの会議のさまざまなたたき台になる資料で、これは懇話会ですので最終的に決定するものではもちろんないわけですが、ただ、できるだけご意見を出していただいて、県も同じ土俵に乗って議論をしていただく中で、いわゆるフィジビリティ、落としどころを決めていくということですので、ご理解をいただけたらと思います。県が逃げているわけでは多分ないと思いますので。

構成員

どうも理解できないです。この資料を見ますと、全体を通じて言えることは、県や政令市という中心となるところをベースに色々な展開がされている資料になっています。それぞれのグループがあります。あるいは、いろんな意味の検討があります。その中には、他府県もそうですけど、県なり政令市を中心にほかの自治体がどのような関与をして1つのものにまとまっていくか。つまり、核になるところが全部あって話をしています。それを兵庫県の中で考えると、阪神間は核になるところというものが決まっています。きちっと。ところが、我々が一番問題になっているのは、私たちとか、あるいは都市部とか都市近郊部とか中山間部とか分け入ったときに、この都市近郊から中山間部に入ってくると、核になるところというのは、どれも皆さん大変なものですから、ある意味ではフィフティ・フィフティの状況。その中で中心になるところはどこもがなれないがゆえに、ここに県が入るという基本的な理念があって進めないといけなさと感じています。資料全体を見て最初にこのような感じを持ちました。

座 長

いえ、おそらくそういうことではないと思います。

構成員

そこに県が入るのかという意味合いなんです。

座 長

それはそういうことではないと思います。そうでないとももちろん無理だということは理解できていますので、これは地域で勝手にやりなさいということでは多分無理だと思います。それが県水ともつながってくるというのはよく理解しているつもりでございますので。

構成員

わかりました。

構成員

議論を聞きながら、私どもは非常に所得格差に悩む貧しい家庭のお母ちゃんの気持ちで、ほんとうに一生懸命やっているところで、どう日々の生活をするために出る金を節減するかというような思いで、日々この水道事業も行っているというところでもあります。

きょう、いろんな計画を対応方策とか拝見させていただきまして、やはり地域の力とか財政力に合わせて、今、それこそ何をしなくちゃいけないのか、できる範囲はこういうことだということをもう少し具体化して、どう具体化するのかということを確認する必要がある、私のような第一線で頑張っている者に対しては必要があるのではないかな。

例えば短期間で5年程度ということになっておりますが、議論をやっている時間はもう我々にはあまりないということです。早く実現しないと、この対応策をこうしようと言ったときは、ひょっとしたら養父市の上水は破綻しているかもわからないということです。もう少し具体的に何をやっていくかということ、難しいのかもわからないけど、やっていく必要があるのかな、検討する必要があるのかな、議論する必要があるのかなという思いがしました。

その中で、2点目ですが、我々、簡水というのを上水に経営統合しましたが、簡水は依然として簡水なんです。ですから、簡水に対して新たな財政措置というのは必要だろうと思えますので、これの創設をやはりしっかりと我々は要望していかなくちゃいけない。この会の総意として、そういうことをしっかりとやっていかないといけないのかなとは思っております。

それと、前回は申し上げたと思うんですが、やはり制度であるとか設備のあり方とかいうものをもう少し大胆な見直しを行っていかないと、この高コスト体質は直らないということです。施設基準にしてもそうだろうと思えますし、今はコストが非常に高くなるような施設をどんどん入れなさいと言っている。それで、厚生労働省は画一の基準でこれを全国一律にやりなさいと、都市も田舎も皆一緒にやりなさいと言っているわけですね。そうすると、画一の基準でやるなら、画一の基準でやるための穴を埋めてもらう財政措置をしっかりといただかないと我々はついていけないということですね。

ですから、財政支援がもしできないというなら、いわゆる基準を画一からもう少し緩やかにして、我々は独自にできるような施設をもう少しつくる、金のかからない施設をしっかりとやれよというようなことも言ってもらわないといけないのかなという思いもいたします。そういう大胆な制度の見直しであるとか基準の見直しがある部分、もっと国もしっかりやっていただかないといけないのかなと思いました。

それから、民間の活用ということがあまりなくて、PFIとかそういうことになって、PFIあたりも非常にいいとは思いますが、これももう少し大胆に民間をどう活用するのか。我々は少しでもコストを安くしようと思えば、職員も随分減らしてきて、先ほど申し上げましたように、ぎりぎりのところで職員もよくやってくれておりますが、やはり民間のノウハウというものをもっともっと活用する、もしコストが安くなるならするべきだろうと思えます。

それと、広域連携のところで、行政の区域外給水とか施設の共同設置、この辺、中山間地では一応△が入っているんですが、私はこれは中山間地でもしっかりできるところはやっていくべきだろうと思っております。隣接した町で、隣同士で水源を2つ持って、町境をちょっと管をつなげれば一体でいけるというようなところは幾らでもありますので、これはしっかりとやって、先ほど長井委員のほうもありました水利権の取り扱いも含めて、これはやれるところはどんどんやっていくべきだろうと思っております。

それから、我々としては、議論がいろいろありますが、要するに破綻しないためには何かやるしかないということでやっていかななくてはいけない、そういう思いであるということであります。

座長

一応、これ3年間、3年も待てないということですよ。

構成員

待てないですね。こんなことを3年もやっておったら潰れますわ。

座長

わかりました。

構成員

先ほど言いましたけど、今の話を聞いていて、ものすごくいいヒントをいただいたなと思っています。といいますのは、県水を買っているところばかりではないんです。県水が来ていないところもあるんです。ということは、私とこ、料金を下げようと思ったら県水を買ったら一遍に下がる、こんなことにも逆になるということに、この地図を見ていて思いました。養父市さんも県水を買われたら一遍に安くなります。でも、現実的になかなかそんなことは一遍にいきけるわけではありません。ということの中で、それを踏まえて考えていったら1つの方向が出るのかな、そんなことをちょっと思いました。次回、もうちょっと整理して提言させていただけたらありがたいと思います。

座長

ありがとうございました。

次の委員さん、お願いいたします。

構成員

ほんとうにいい資料をつくっていただきましたことに感謝申し上げます。

ただ、単独町で上水道を維持していくことは非常に難しいと考えておまして、できるだけ県指導でグルーピングしていただいて前に進めていっていただきたいと。特に、きょうも県のほうからも3人も出席される非常にぜいたくな会議なので、ぜひとも指導力を発揮していただいて、我々、ついていきますのでね。特に財政的にほんとうにもう、養父市さんもそうだけど、我々はもっとひどい状態の市町なので。ただ、水道に関しては少し恵まれておまして、黒字の会計です。ただ、給水単価が原価を40円ぐらい上回っておる現状ですね。40円余計にかかった形で今進めておって、なおかつ6,000万円ぐらいの黒字でやっちはおるんですけども、非常に広域なところで配管、設備をやっておまして、今後、漏水とかいろんな対策についても非常に大きな金がかかってくるということもあります。ぜひとも国に対して、先ほどから言われています簡水、我々も山上集落が5つありまして、何とかそれを維持するために一般会計から大きな持ち出しをやっております。そういった面をできるだけ国にお願いしていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

座長

ありがとうございました。

ほかの委員さんはいかがですか。

構成員

今回初めて出席させていただいているので、過去の議論を踏まえていないということをご了承いただきながら、きょうのお話の中でちょっと思いましたのは、以前、生活排水99%大作戦というのを、県が主導しながら各市町村のご協力も得ながらしてきた。生活の質を高めるものについては何となくアプローチがしやすく、先ほどの高料金対策という水の質を高めるも

のについては、どこに焦点を当てたらいいかというのが非常にわかりやすいということを感じたんですが、今回、ここでご議論いただいているのは、どちらかというところ経営改善という形でございますので、市町、事業者の経営状況が全く違うので、例えば、今の段階ではおそらく、事業主体としてできることはどんなことがありますかという提示にとどまっている。でも、実際にやられたテーマが各事業主体でおそらく費用対効果も違ってくるのではないかなと思いますので、となると、実態の経営改善に役立つかどうかということを検証していかないと、いけば言ったきりという。今はその段階にあるので、少し焦点がぼやとしてきているのではないかなというふうに実は感じました。

今後、先ほど委員ご提案もありましたように、各事業主体において状況が違いますので、何がその事業主体にとって一番大きな課題かということにやっぱり掘り下げていかないと、そこにどういう対策が必要かというのが最終的には目に見えてこないのではないかなと実は感じました。

ただ、このあり方懇話会でそこまでやるのかどうかというのを、ちょっとスタートのときに私おりませんでしたので、どこら辺までの議論でとどまるのかというのを、ちょっと考え方は違うかもしれませんが、改善策を提案していくのにとどまるのか、それとも一定の要は改善の具体例を出していくのかというのは、少し検討が必要かなと思います。

といいますのは、きょう、何点か導入事例の紹介はあるんですが、これは多分、各団体も事情が違っているんだと思いますよね、何がしたいかという。それぞれ事例があっている団体は、何を課題で持っていて、その課題解決をしようとしたときに、これが一番効果的だというアプローチをされてこれを選ばれていると思うんですけど、その背景が十分書かれていないので、単に事例紹介にとどまっているというのは、今後、各事業体に改善方策をご検討いただく資料として提案するのであれば、やっぱり背景がないと、自分のところにこれが合うのか合わないのかが判断できないのではないかな。そこら辺の資料の工夫が必要ではないかなと感じました。また、3年間の懇話会ということですので、一步一步進めていければなと思いました。

座 長

どうもありがとうございました。3年間は長いということでございますけれど、落としどころをどうするのか、あるいは落としどころを決めるのか決めないかも含めて、ここでまだコンセンサスはとっておりませんので。ただ、初年度はできるだけご意見を頂戴して、具体的な方策あるいは政策の方向性につなげたいというのがそもそもこの会議の目的でございますので、単に3年間しゃべりましたということにするつもりは県としてもそれはないと思いますので、それはできるだけ、ちょっと言い方は悪いですが、落としどころをほんとどうするかということだと思っておりますので、具体的な方策が展望できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょういただきました意見をベースにしまして、また事務局のほうで資料を作成させていただきまして、次回、おそらく年末に、年末のぎりぎりぐらいになろうかと思いますが、年末お忙しいところお集まりいただいて恐縮でございますが、そのときにまたご議論をさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局、お願いいたします。

事務局

委員の皆様方、熱心なご論議ありがとうございました。先ほど座長からご発言ありましたように、本日皆様方からいただいたご意見を踏まえまして、次回第4回については、これまでお示ししたスケジュールに沿いまして、対応方策案という形で、また今日のご意見を整理させていただきまして、ご提示させていただいてご検討いただきたく存じます。

なお、本日の議事録につきましては、これまで同様ですが、案ができ次第お送りさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては内容をご確認していただき、ご返事いただきたく存じます。その後、座長とご相談の上、公表内容を確定させてホームページで公開させていただきますので、ご了承願います。

今回の懇話会は、先ほど座長からもございましたが、12月下旬ごろ開催したいと考えております。委員の皆様方の日程調整を早急に行ってまいりたいと思いますので、既に事前送付させていただいております第4回の日程調整表ですけど、お書きの方は、お帰りの際、事務局までご提出していただければ幸いです。お戻りになられてからの方は、できるだけ早く提出いただければ日程調整上助かります。

現時点でご提出いただいている日程調整表を拝見させていただいておりますと、12月の平日開催ではご本人の出席が困難な方が多いため、この場合は代理出席をお願いすることになるのではないかと考えております。また、多くの本人出席が可能な日になりますと、休日開催になる場合もあることをお含みいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。二、三カ月先のことで、なかなか皆様方のご予定が決まっていない状況ではございますが、できれば今週末、9月30日までにご回答いただければありがたいです。できる限り10月上旬には開催日程のみお知らせしたいと努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご論議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回兵庫県水道事業のあり方懇話会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —